平成２３年（フ）第８４号
神戸市須磨区竜が台１丁目12番地34号棟906号
債務者　小清水香織
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８号
神戸市灘区篠原北町１丁目３番10号　栄マンション302
債務者　伊藤　葉子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７５号
鹿児島県鹿屋市上谷町32番50号
債務者　小濵健太郎（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
青森県八戸市江陽５丁目17番２号　マスヤ荘Ｃ－７号
債務者　雫石　隆志
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
青森県八戸市江陽５丁目17番２号　マスヤ荘Ｃ－７号
債務者　雫石美智枝
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第６号
青森県三戸郡階上町大字角柄折字大渡11番地94、前住所青森県三戸郡階上町蒼前東６丁目９番地72
債務者　坂下久美子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第７号
青森県三戸郡南部町大字森越字向館場41番地
債務者　岩間　博美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
奈良市秋篠町593番地　プランヴェール106号
債務者　犬塚千恵子（旧姓草野）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９号
福島県双葉郡浪江町大字請戸字中島３番地、前住所茨城県那珂郡東海村舟石川駅東１丁目14番22号カルチャーサイドハイツＤ101
債務者　本田　　昇
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１０号
福島県双葉郡浪江町大字請戸字中島３番地、前住所茨城県那珂郡東海村舟石川駅東１丁目14番22号カルチャーサイドハイツＤ101
債務者　本田　光子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１２号
青森市富田５丁目２番43号
債務者　米澤久美子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
青森市大字安田字近野251番地16
債務者　荒谷　幸義
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
青森県弘前市大字松原西３丁目４番地２　一戸マンション305号
債務者　加福　　悟
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第８号
青森県弘前市大字松原西３丁目４番地２　一戸マンション305号
債務者　加福　美保
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２１号
青森県弘前市大字清野袋１丁目３番地５
債務者　花田　隆良
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３６５号
広島県福山市東町３丁目４番27―202号、旧住所広島県福山市千田町２丁目10番８号　多田アパート
債務者　占部みつ子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３０号
名古屋市瑞穂区土市町２丁目34番地
債務者　竹内富士子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部